

和歌山と合同で産廃 運搬車両の路上検査

△三重県▽

三重県は1月18日、産業廃棄物運搬車両等に対して、廃棄物の適正処理についての指導や啓発を行うことを目的に、和歌山県と合同で路上検査を実施した。今回は、三重県南牟婁郡御浜町の国道42号線沿いにおいて、三重・和歌山両県の関係者計15人、協力機関として三

重県紀宝警察署が参加して検査に当たった。実施結果によると、検査したのは10台で、うち産廃収集運搬車両が3台、その他有価物等の積載車両は7台だった。不正な車両は2台で、許可証の写し等書類携帯義務違反、マニフェストの記載不備、産廃運搬車両表示義務違反があった。また同県は、不正軽油対策として6本の燃料抜き取り調査も実施。不正の疑いのあるものは、製造・流通経路の追跡調査を行うとしている。